



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	細分化・グローバル化する国家における法律と立法者
Author(s)	Röhl, Hans Christian; レール, ハンス・クリスティアン; 人見, 剛//訳 et al.
Citation	新世代法政策学研究, 7, 83-107
Issue Date	2010-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43872
Type	other
File Information	HJNGLP007_006.pdf



特集：シンポジウム「相対化・グローバル化時代における国家の
法律と立法者の位置づけ」

細分化・グローバル化する国家における 法律と立法者

ハンス・クリスティアン・レール (Hans Christian Röhl)

人見 剛・角松 生史 (訳)

- A. 序論
 - I. 法律と立法者
 - II. テーマ
- B. 第1の挑戦：国際化
 - I. 諸現象
 - II. 立法者の働き
 - III. 条約法律
 - IV. 立法者と国際的規律定立
- C. 第2の挑戦：細分化
 - I. 知識生成の例
 - II. 分析
- D. [法律の] 質の確保のメカニズム
 - I. コントロールの必要
 - II. 手続メカニズム
 - III. 法的コントロール
- E. 総括

A. 序論

この講演は、昨年日本から同僚を親しく迎えたコンスタンツにおいてまことに興味深い議論をしたことによってきっかけを与えられたものである。我々の議論は、とりわけ、ドイツ法学においては法律と立法者について

て大抵は肯定的に論じられるが、これに対し多くの他の法秩序においては、法律に対する明らかにより批判的な見方が優勢であるようにみられる、これは何故なのか、ということをめぐるなされた。このような違いは、議会制定法律や議会立法者のような国民国家の中核に構想された手段と制度が、細分化し、かつグローバル化する国家においてどのような役割を果たし得るかを問うときに、とりわけ際立つことになる。このテーマに、私は、四つのステップで迫ることにしたい。この序論においては、考察の領域を詳細に確定し、若干の基礎的諸概念を明らかにする。本論の最初の章では、グローバル化の挑戦に対する立法者の役割を描き出すことが問題となる。そして、次の章は、細分化される国家において法律がいかなる貢献をなし得るのかという問題に充てられる。最後の第4部では、〔法律の〕質の確保が論じられる。現代国家においては、〔法律が〕立法者の思いのままになることは、もはやあり得ず、例えばドイツでは、そして欧州連合においても、法律の質確保のための多様な内的・外的メカニズムが観察されるのである。

I. 法律と立法者

さて、まずこの講演の対象を詳しく規定することにしよう。

1. 国民国家における立法者

ここで立法者について語るとき、それは常に国民国家における議会立法者を意味している。これに対して、欧州連合の立法者は、この講演の中心にはない。リスボン条約は、今や「立法手続」(AEUV289条、294条)に基づいて発される「立法行為」(AEUV289条3項)と定めている。しかし、頓挫した憲法条約(Verfassungsvertrag)においてこうした法行為のために含まれていた「法律」概念は、修正案においては削除されている。とりわけ、欧州連合において見いだされ得る正統化構造は、いずれにせよ目下のところ国民国家におけるそれとは明確に区別される。その限りで、〔欧州連合においては〕多かれ少なかれ議会的な法定立法者が超国家的な(überstaatlich)レベルにはめ込まれているという特異な現象が問題となっているのである。それ故、そこからは、国際比較においても、また日本にとっても何らの展望も開かれるものではない。

2. 複合的構成体(komplexes Gebilde)としての立法者

立法者それ自体は、議会に尽きるものではなく、立法者は一つの複合的な構成体である。この単純な真実を、私は、この講演の最初に述べるが、後にグローバル化と細分化に議会が共に歩むこと(Begleitung)を強く強調する際に、今一度この点の記憶を喚起することにしてしよう。

a) ドイツ

ドイツの立法については、立法手続の枠内の少なくとも3つの重要な制度が挙げられねばならないであろう。中心にあるのは、確かに議会すなわち連邦議会である。しかし、重要な〔立法〕準備作業は、原則として連邦政府とりわけ連邦各省の官僚組織によって行われる。この官僚組織は、まさしく大きな法律準備機構である。こうした任務は、憲法上、連邦政府の発議権に表現されている。

b) 否：〔アメリカ〕合衆国における立法院

これに対して、合衆国における立法院は、比較の対象としては明らかにあまり適切ではない。アメリカ議会すなわち下院と上院は、ここで論ずべき問題に関しては、日本、イギリス、ドイツのモデルとは明らかにほとんど比較できない。というのは、そこでは、大統領の国民選挙によって執行府が独自の正統性を有し、他方で西欧議会制民主主義においては、政府は、憲法上、議会選挙によってその正統性を調達し、そして逆説的なことに、そのことにより議会は、合衆国におけるよりずっと密接に執行府に依存することになっているからである。

II. テーマ

細分化し、かつグローバル化する国家において、今日、議会立法者すなわち議会法律は、いかなる役割を果たし得るのか？ このことは、議会立法が、この時代の差し迫った統治問題の解決のために、今なお適切な手段であるのかどうか、という問題と結びついている。法律は、国家の細分化とグローバル化によって2重の挑戦にさらされている。ヨーロッパ化と国際化は、一般的拘束性への要求によって問題解決を図る別の諸機関を産み出している。国家と社会の細分化によって、各部分領域は中枢機関の制御

的介入と一般的規律から自身を遠ざけるように見える固有の論理を發展させている。こうした二つの確かに接近しつつある過程の帰結として、立法者は、国際的にはその独占要求を喪失し、法律は、それが手段として適切でない規律の任務に直面しているように思われるのである。

B. 第1の挑戦：国際化

I. 諸現象

1. 条約法律

〔ドイツ〕連邦共和国の国際法上の拘束は、2重の仕方、すなわち修正不能性 (Irreversibilität)¹と動態化 (Dynamisierung) によって議会の決定能力を損なっている。欧州連合においては、こうした展開が頂点に達している。修正不能性の点では、周知のように、〔欧州連合〕構成諸国が、果たしてなお「条約の主」であり得ているかが論じられている。ただ、その他の国際法上の拘束も、たとえ解除条項があったとしても、簡単には除去することはできないのである。このことは、連邦共和国の国際的な行動能力を損じているであろうし、加えて、多国間条約においては、いずれにせよ条約内容を修正する展望はほとんどないであろう。さらに、一方では国際的な協定自体が定める簡易化された条約変更手続によって、他方では条約締結国による実施、場合によっては超国家的機関による実施によって法的な関係の動態化が加わることになる。

2. 委任された国際的法定立

この間、規範定立機関が、国家とは離れたところで成長している。全き固有の正統化機構を備えた欧州連合をとりあえず度外視すると、国際法のレベルにおいても、国際協定の傘下での規範定立や国際的規範定立者による基準定立が次第にみられるようになっていく。こうした規範定立者は、各国の立法者と競合関係にあり、各国立法者の規律独占は損なわれている。

¹ 多数決と修正不能性について Hasso Hofmann/Horst Dreier, Repräsentation, in: Hans-Peter Schneider/Wolfgang Zeh (Hrsg.), Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland, HBParlR, § 5 Rn. 58.

II. 立法者の働き

この問題を取り扱うためには、まず立法者の役割を確認することが必要である。それは三つの部分に分けてなされることになる。

1. 自立的決定機関としての議会

第1に、議会制民主主義においては、立法者すなわちとりわけ全体としての議会は、政府 (Regierung) から切り離された決定機関として構成されている。これに対して、このことは、憲法上の規準にも、議会の実際の活動の在り方にも適合しておらず、野党と政府の間にこそ重要な分割線が引かれる、ということが最近の学説では時に語られている。これは、おそらく既に当初から国際的なアリーナを考慮して構想されたものである。国際化は、権力分立の枠内では、特に政府中心化 (Gouvernementalisierung) として顕著である。とりわけ政府は、ヨーロッパ化と国際化のプロセスの勝者である。〔一部に〕主張されるように²、政府が、議会と共に「責任共同体 (Verantwortungsgemeinschaft)」の中にあり、もはや権力の分割ないし分離ではなく、政府のヘゲモニーの下での権力間の協働が重要であるとすれば³、こうした展開はほとんど批判的には見られ得ないであろう。

そうした考察の出発点は、大抵選挙である。曰く、議会の選挙であったとしても、選挙により議会と政府が正統化される、すなわち議会だけでなく多かれ少なかれ政府も直接に民主的な正統性を受け取る⁴。このことにより政府は「国家のヘゲモニー機関 (staatliche(n) Hegemonialorgan)」となる、と。こうした考察は、しかし、事実の観察（「宰相民主主義 (Kanzlerdemokratie)」）であり、規範的な言明ではない。とりわけ、それは、基本法に基づく正統化の構造の与件から乖離している。基本法によれば、政府は、連邦議会によって初めて選出され、連邦議会によって倒され得る。例えば、ドイツでは近年、2度、〔議会の〕不信任によってそうしたことが生じている。いずれにせよ、比例選挙制と多党制のドイツにおいては、ある政党への支持は、政府への支持と同一視することはできない。反対に、

² Armin v. Bogdandy, Gubernative Rechtsetzung, 2000, S. 425.

³ v. Bogdandy, Gubernative Rechtsetzung (Fn. 2), S. 148.

⁴ v. Bogdandy, Gubernative Rechtsetzung (Fn. 2), S. 445.

憲法は、全体としての議会に、決定中枢としての独自の決定権限を与えており、ドイツ基本法では、「連邦法律は、連邦議会によって議決される」と定める77条における立法権において最も明らかである。

私のみるところ、こうした基本法のコンセプトは、現実の関係もより適切に表現している。議会の立法独占、すなわち〔立法〕手続の最終におけるその決定権限は、提出された法律案の中心的諸問題について、政権与党の構成員と合意することを政府に余儀なくさせている。確かに、重要な取り決めが既にインフォーマルな仕方で行われているために、本来の決定が議会手続においてなされないこともあり得る。しかし、そのことも議員の協力の下でなされるのである。こうした協力の保証人となっているのが、〔立法〕手続の最終の段階での正式の決定権限である。また、上述のテーゼは、法律の草案段階及び議会審議の中での草案形成への議員の強い影響——もちろん政治的重要性にもよるが——を無視している⁵。こうしたインフォーマルな諸関係は、法律にとっての決定中枢が議会に存するという憲法の規範上のフィクションを相変わらず法学的考察の出発点として選ぶことを可能としている。

2. コントロール機関としての議会？

第2に、固有の議会決定の意義は、議会活動のあらゆる形態を「コントロール」として表現するような広い「コントロール」概念の使用によっても、しばしば覆い隠されている。だがやはり、このような概念使用では、国家指導（Staatsleitung）への議会関与の多様な諸機能は、無差別に混合されてしまうことになる。実際に議会のあらゆる権限を包括し、それどころか立法手続を「独特の民主的コントロール手続」と理解するような広い「コントロール」概念⁶は、議会の多様な任務と議会における多様なアクター

⁵ Wilhelm Mößle, *Regierungsfunktionen des Parlaments*, S. 159. 例えば, Wolfgang Ismayr, *Der Deutsche Bundestag*, 1992, S. 276, 285, 309; Helmuth Schulze-Fielitz, *Theorie und Praxis parlamentarischer Gesetzgebung*, 1988, S. 278, 「議会前手続 (vorparlamentarischen Verfahren)」について詳しくは同書 280 ff., 特に 284 f. とりわけ Manfred Schwarzmeier, *Parlamentarische Mitsteuerung*, 2001, passim.

⁶ Schulze-Fielitz, *Gesetzgebung* (Fn. 5), S. 292.

を視野の外におくことになる。こうした理由から、ここでは、コントロールの対象は、〔あくまでも〕固有の合理性と自立的な決定形成を表現するものであらねばならず、コントロールとは、それに対して対抗する位置にあるものである、ということ堅持すべきである⁷。これに対して、政府を支持する政党の機能は、同時に議会の重要な機能でもあるが、これは、この意味でのコントロールすなわち政府の活動を所与の基準に照らして審査することにとどまらず、「協働制御 (Mitsteuerung)⁸」とも呼ばれる、国家の基礎的な諸決定の協働形成 (Mitgestaltung)⁹でもある。議会の協働形成の自立的な働きは、広い「コントロール」概念によっては、視野から抜け落ちることになる。

3. 代表機関としての議会

〔議会の〕自立的決定とは、とりわけ、基本法20条2項及び38条1項において配分された国民を代表する任務を果たすことである。議会制定法律は、決定のこの種の形式にとって範例として役立つことができる。法律の可決及び公開の審議を通じて、連邦議会議員及びとりわけ政府を支持する多数派は、基本法38条1項に基づいて自らが代表している「全国民」に対してこの責任を引き受けている。外部にはっきりと示されたこの責任は、国民へのフィードバックのプロセス (Rückkoppelungsprozess) すなわち「国民から国家機関への意思形成」の出発点をなしている。議会は、こうした〔国民〕代表の働きを、基本法42条1項に基づいて公開でなされる、決定権限を伴う議会に典型的な手続を通じて果たすのである。なぜなら、議会によってなされる決定は、国会意思形成のプロセス、すなわち国民意思へのフィードバックにおいて責任を負うものでなければならないからである。

このことの中核には、一定の基本的な決定に対する、代表民主制の原理から導かれる議会留保 (Parlamentarischer Vorbehalt) が位置する。この議会留保は、

⁷ Eberhard Schmidt-Aßmann, in: *Verwaltungskontrolle*, 11.

⁸ Zeh, *Diskussionsbeitrag*, in: Hill, *Parlamentarische Steuerungsordnung*, S. 161.

⁹ コントロール概念から離脱しつつ, Schwarzmeier, *Parlamentarische Mitsteuerung*, S.161 ff.

もつばら法律の留保(Gesetzesvorbehalt)であるというわけではない。議会の他の行為形式、例えば単純な法律上の議決が、立法手続と同様の代表の働きをするのであれば、それも議会留保の充足として考慮される。ただ、単なる議会議決は、その手続及び公表に係る要請が、重要な部分で「法律の制定の場合と」一致する時にのみ、同様の民主的機能を担い得るのである¹⁰。

Ⅲ. 条約法律(Vertragsgesetze)

1. 権限分配の基礎

それでは、国際化の挑戦〔の問題〕に立ち戻ることしよう。ここでは、議会の重要な役割は、ある種の条約法律が単に外交事務の領域にあり、それ故に執行府に属しているということによって排除され得るものではない。やはり、伝統的な見解によれば、外交は権力分割の原則に基づいて、「政府の機能」であり、「立法機関には執行府の領域における協働権が与えられる¹¹」と言われる。しかし、この間、ヨーロッパ法の持続的発展と国際法における構造的変化は、外交権力を政府と議会の共同実施に位置づけられたものとみなすことを正当化させている。なぜならば、現実には、執行府だけではそれに適任ではあり得ないような中核的政治的方向づけの地位(zentrale politische Weichenstellungen)が、ここでは問題となるからである。

しかし、まずは、このことは根本的な問題については何も変えはしない。政府によって締結された条約に対する議会の立場は、連邦議会の議事規則によって明らかとなる。議事規則は、条約法律の可決についてはごく簡素な手続しか定めていない。通常の場合とは異なり、原則として2回の審議しか定められておらず¹²、修正提案は認められず¹³、法律草案に関す

¹⁰ 同旨、Klaus Vogel, Gesetzesvorbehalt, Parlamentsvorbehalt und völkerrechtliche Verträge, FS Lerche, 1993, S. 95 (98 ff.).

¹¹ BVerfG v. 12.7.1994, E 90, 286 (357).

¹² 3回の審議後の連邦議会の決定に基づき、連邦議会議事規則(GOBT) 78条1項。

¹³ 連邦議会議事規則82条2項。

る票決は、草案全体についてしか行えない¹⁴。議会は、この段階では、「法律の内容の」効果的な形成可能性をもはや持ち合わせていない。少なくとも多国間協定においては事後交渉による改善は達成し難いので、条約の成果を頓挫させることは選択肢とはならない。ただ、いずれにせよ、議会は、外交上の活動力のために、そして議会多数派と政府の政党政治的合意の故に、条約法律に係る主導権を全く失うわけではない。

2. 〔問題への〕対処(Abhilfe)

代表民主制の原理が満たされるためには、議会は「条約法律と」どのように結びつくべきであろうか？ 判例の多くは抑制的な見解をとっており、それは、外交への議会の関与(Beteiligung)の形式としては、常に法律のみが考えられていた、ということに根拠をおいているようである。実際、法律は、形成的な作用に適切なものではない。交渉の成立後の批准法律(Ratifikationsgesetz)としては、連邦議会の実効的な影響を確保できるようにするには遅すぎるし、交渉の前段階における委任法律(Mandatsgesetz)としては、交渉に臨む政府をあまりに硬直的に縛ることになる。加えて、この段階では、外部法規的意思形成はまだ必要ではない。

a) 事前段階におけるより強力な〔議会〕関与

事前段階におけるより強力な議会関与のみが対処としてあり得る¹⁵。加えて、その関与は、形式上確定されていなければならない。立法手続の例においては、議会の代表機能を妥当させるために優位するのは正式の決定権限である、ということが言われてきた。しかし、政府と議会の間では利害が類似しているため、そうした決定権限は、法律の留保の場合と同様にそれが義務的である場合にのみ、効果的なものとなり得る。法律の留保は、立法者に権限を与えるだけでなく立法者を義務づけ、その最重要な任務を手放すことを禁ずるものである。

¹⁴ 連邦議会議事規則81条4項。

¹⁵ Rüdiger Wolfrum, Kontrolle der auswärtigen Gewalt, VVDStRL 56 (1997), S. 38 (43, 47).

b) 〔関与の〕手段

この関与の妥当な手段は、政府の交渉の枠組みを国際条約締結の前段階において、また国際条約のダイナミックなさらなる展開の前段階においても示す議会の態度決定(Stellungnahme)において認めることができるであろう。基本法23条3項は、欧州連合の〔法制定行為の〕場合についてこの途を示している。もっとも、事前段階におけるこうした議会のより強力な関与に対しては、異論が出されている。そうした異論は、外交事務の性質を論拠としている。国際交渉のためには交渉担当者に柔軟性が必要であり、さらに、通常限られている期間内では、議会の委員会の実効的な関与は不可能である、と。

この二つの異論は満足のいくものではない。この種の態度決定が、交渉する連邦政府から必要な活動の自由を事実上奪うことになるかどうかは、とりわけ政府の具体的な取り組みの問題である。その点では、こうした態度決定によって政府に十分に柔軟な枠を残しつつ、同時に基本的な事項を確定させる責任をとることになれば、議会にはより多くの信頼が寄せられることであろう。ともかくも政府は、こうした〔議会の〕態度決定の内容に影響を及ぼし、そうすることにより交渉上必要な柔軟性を獲得する可能性も十分に持っている。一方で議会の自立的な形成権限は小さくし、他方で新たな共同決定の可能性が問題となるや議会のわがままを問題として描き出すのは理屈に合わない。

それ故、あらゆる国際協定そして欧州共同体レベルのあらゆる法定立行為が議会の関与留保の下でなされるものとはされていない。しかし、そうしたレベルでの基本的な決定がなされる場合には、事前段階での議会の正式の関与は、無しで済まされるべきではない。

IV. 立法者と国際的規律定立

1. 現象

この節は、特に技術的な題材における詳細な規律作用の整序を扱う国際的規律定立の形式及び帰結と立法者との関係を検討する。〔問題のありかを〕明確に示すため、ここでは多くの現象形態の中から二つ、すなわち食料品基準(Codex Alimentarius)の枠内の法定立と国際法上の機関の傘下の規律定立を選び出すことにする。

a) 国際機関傘下の基準定立

食品規格委員会(Codex Alimentarius Kommission: CAK)¹⁶の枠組みの下で作成された食料品基準(Codex Alimentarius)においては、まずは構成諸国に対する非拘束的な推奨が問題となる¹⁷。しかし、この間、食品規格委員会の規範の重要性は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS-Übereinkommen)¹⁸に基づく国際自由貿易と世界貿易機関(WTO)の枠組みの多国間合意のために増大してきた。以下で述べるシナリオは、WTOの枠組みにおける国際規範の増大する重要性を示す典型的なものである。SPS協定は、その構成諸国が基準を新設することによって国際的貿易取引を妨害することを阻止しようとしている。この目的のために、構成諸国は、自国の健康保護ないし植物保護法上の諸規律を国際的基準に即したものとすべきとされる(SPS協定3条)。構成国の措置が、この法典(Codex)とあからさまに名付けられた国際的規範に適合していれば、そのことによりその措置はWTO違反ではないと確定される(SPS協定3条2号)。これに対して構成国がより高次の保護を伴う措置を導入したり維持しようとする時は、そのために学問的な証明を行わなければならない。ただ、〔国際基準に〕同化するための無条件の法的強制が、そこから導かれるわけではない¹⁹。

b) 国際民間航空機関(ICAO)を例とした二次的国際法的規律定立

二次的国際法的規律定立の例として、国際民間航空機関の基準定立が挙げられる。国際海運機関(IMO)の基準定立も、これに比し得るものであろう。国際民間航空機関は国連の特別機関であり、シカゴ協定²⁰に基づい

¹⁶ 食品規格委員会は、1963年、国連の下部機関である国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の傘下で下部委員会として設立された。

¹⁷ Tilman Makatsch, Gesundheitsschutz im Recht der Welthandelsorganisation (WTO), 2004, S. 213.

¹⁸ 衛生措置及び植物検疫措置の適用に関する協定。

¹⁹ Gehring/Jessen, in: Meinhard Hilf/Stefan Oeter (Hrsg.), WTO-Recht § 21 Rn. 16 f.; Appellate Body Report on EC - Hormones, para. 165.

²⁰ 国際民間航空に関する協定(シカゴ協定)。これについて Daniel J. Aston, Se-

て設置されている。ここでの関心の範囲では、この機関は航空交通の分野における基準定立に携わっている。この基準は、シカゴ協定の附属文書にあって、例えばパイロットの養成、航空機の設備や耐航性、飛行場の環境保護規律のような基準を定めている。

そうした諸基準は、国連加盟国の大部分を構成国とする ICAO によって「国際的基準及び推奨される慣行²¹」として決定され、協定の付随的構成部分となった基準とされている²²。個別国家は、ICAO38条に基づいて、自国の何らかの国家法が推奨された基準に合致しないという理由で当該基準の拘束を一方的な通知をもって排除することができる²³。〔しかし〕構成国のそうした留保は、実際にはまれである。なぜなら、ICAO 基準を充たさない航空機は、構成国によってその空域の航路への参入から排除され得るからである（ICAO39条以下）²⁴。関連して、この規律は、国家法及び（ないし）ヨーロッパ法によって国内的にも妥当している。

2. 手がかりとしての民主主義原理

国際的基準定立の単なる記載について、その全体的規律構造に対する骨格となる要請を設けるようにする理由は、国際的基準の重要性がますます増大していることによる。その重要性は、事実のレベルにおいてもあるが、食料品基準の場合のように推定ルールや証明負担ルールを通じてますます〔法的なものに〕引き上げられており、さらに基準が国家法秩序の構成部分にもなっていることにある。こうした国際基準の受入れは原則として容易化されており、法定立手続も多かれ少なかれ形式的な受容となってい

kundärgesetzgebung internationaler Organisationen zwischen mitgliedstaatlicher Souveränität und Gemeinschaftsdisziplin, 2005, S. 132 ff.; Erler, Rechtsfragen der ICAO – Die internationale Zivilluftfahrtorganisation und ihre Mitgliedsstaaten, Diss. Heidelberg 1967.

²¹ この区別について Jochen Erler, Rechtsfragen der ICAO (Fn. 20), S. 116ff.; Aston, Sekundärgesetzgebung (Fn. 20), S. 133 f.

²² 推奨される慣行は、公式の決定にもかかわらず、勧告 (Empfehlungen) にとどまる。Aston, Sekundärgesetzgebung (Fn. 20), S. 133; vgl. auch Erler, Rechtsfragen der ICAO (Fn. 20), S. 116 ff.

²³ この点について Aston, Sekundärgesetzgebung (Fn. 20), S. 135 f.

²⁴ Aston, Sekundärgesetzgebung (Fn. 20), S. 138.

る。

国際機関の民主化が一般の満足を得るものとなっておらず、実際にも実現していない限りにおいて、民主的なフィードバック拘束 (Rückbindung) の出発点として選ばれるべきは、こうした基準定立現象を国内〔の民主主義的基底〕に根付かせることにある。上述の諸事例が示すように、この基準定立は、その作成においてもその規律の実施においても、個々の国家の協力なしには考えられない。それ故、こうした諸現象に対する民主主義の見地からの考察を加える試みは、国家のレベルから出発することができるが、さらに基準の作成の段階でもその規律の実施の段階でも論議されねばならない。

3. 規範定立への諸要請

一〔国際的基準定立〕については、規範定立機関に対する基礎的構造的な要請を確定する必要がある。それをしようとするれば、それは規範定立の構造化である。

一国際的規範定立に国内レベルで随伴する (begleiten) 能力が高められることにより、その問題性が国内レベルで公になることが第2の要請である。

一最後に、これらの諸要請の結合と実施は、〔国際的〕基準定立と国家の²⁵法秩序が交差する局面において、特に国際法上の条約に対する同意法律の中に相応のメカニズムがしっかりと組み込まれることにより、うまくなされる。

a) 国際的基準定立の構造に対する諸要請

国際的基準定立に対する構造的諸要請が民主主義原理の帰結として説明されることには、実際に合意がある。まず、そのような権限行使は、その権限の限界も同時に定める明示的な割り当て (Zuweisung) に基づかねばならない。また、国内法²⁶とも比しうるように、透明な規範定立手続、公

²⁵ ヨーロッパ各国の〔法秩序〕、そしてまたとりわけヨーロッパ〔法の法秩序〕。

²⁶ 国内法について Dirk Ehlers, in: Hans-Uwe Erichsen/Dirk Ehlers (Hrsg.), Allgemeines Verwaltungsrecht, 13. Aufl., 2006, § 2 Rn. 69, 関連して Schmidt-Aßmann, Das

平な利益考慮、そして実際の専門知識がその制度(Einrichtung)に備わっていることが求められる²⁷。民主主義が時限的な支配であると言われるとすれば、国家法律にその審査可能性と排除可能性が求められるように、〔国際的な〕規範についても、その見直し可能性が(Revisibilität)求められる。

b) 明確な根拠の必要性

明確な根拠の必要性に目を向けると、インフォーマルな行政庁協働には限界が生ずることになる。いずれにせよ、そうした協働が、バーゼル銀行委員会(Baseler Bankenausschuss)の事案のように、広範に及ぶ取り決めに至るような場合は、その活動の管轄と射程を外部からの監視にとって探知可能とする設定行為が求められる。

c) 組織と手続

一規律定立機関の組織の問題に関しては、この間、大きな部分で、全ての構成諸国やその代表者にとって、その組織に接近することは容易になっている。個々の規範定立機関の作業グループにおける事務作業を〔各国が〕引き受けることによって〔当該機関に〕重要な影響を及ぼすことができるようになってきているという問題には、そうした各国際機関の財政的自立——これにはそれ固有の民主制上の問題を伴うが——によって対処するしかない。

—ここで論じられた規範定立機関の手続は、この10年間で目覚ましく応答性と透明性の要請に開かれるようになった。規範化手続に加わるのは、もはや当該機関の構成員に限られず、特に国際機関がその手続に参加できるようになっている。規範定立の意向や規範定立手続における草案は、広く伝達されている。このことは、かつてこの見地から批判された食品規格委員会(CAK)の手続にも、またその推奨をこの間に公開の諮問(Konsultationen)

Allgemeine Verwaltungsrecht als Ordnungsidee, 2. Aufl. 2004, Kap. 6, Rn. 92, 94.

²⁷ 例えば、Hilf/Reuß, Verfassungsfragen lebensmittelrechtlicher Normierung im europäischen und internationalen Recht, ZLR 1997, 289 (296 ff.); Barr/Miller, EJIL 17 (2006), S. 15 (35 ff.).

に付した上で行うようになったバーゼル銀行委員会にも妥当する。この見地から決定的に問題であるのは、もはや議論へのアクセスではなく、国際レベルにおける諸利害の十分な凝集と画定である。広範な諮問〔手続〕にもかかわらず、この過程において、消費者の利益のような拡散的利益に事実上発言権を与えることはなお難しいのである。

—民主主義は時限的な支配である。規範化権限を超国家的機関に委任することは、この理由から見直し可能(revisibel)でなければならない。実体領域の動態性故に法律による根拠づけが不可能であることが、しばしば規律権限を基準定立主体に移転する理由であるだけに、なおさらこの要請は容易に無視されるであろう。そこで、規範定立者の大部分の手続規律は、明示的に見直し条項を設けている²⁸。

d) 国内レベル・ヨーロッパレベルでの随伴能力(Begleitungsfähigkeit)

規範定立手続の透明性と公開の要請は、一見したところ、理想的な議論を可能とするようにみえる。〔しかし〕よく見れば、自動調整的に最適な結論に至ると信じるには、個別の利益の代表能力はあまりに多様であるということが分かる。反対に、規範定立レベルへの影響力は、見たように全く様々に分割されている。ここで、国際的規範定立の実効的な随伴に対する前提が国内レベルで創出されなければならない。これは、一つには、国際的規範定立を監視する任務を帯びるものとされる連邦環境庁やその他の最上級連邦行政庁のような関係中枢官庁にかかわることである。

さらに、こうした随伴任務には、大臣監督や議会コントロールも結合することができる。国際的規範定立の議会による監視の可能性も、例えば知見上の随伴性を持った関係連邦議会委員会を通じて拡大されるべきであろう²⁹。

²⁸ 食品規格委員会(CAK)については、例えばエラボレーション手続第2部。

²⁹ Franz-Christoph Zeitler, Internationale Entwicklungslinien der Bankenaufsicht, WM 2001, S. 1397 (1400).

C. 第2の挑戦：細分化 (Ausdifferenzierung)

法律及び立法者が今日直面する第2の挑戦は、社会の細分化とそれに伴う規律問題である。例えば金融市場において見いだされるような複雑な経済状況を適切に規律する上で、中央の単一の機関の処理能力だけで果たして十分なのであろうか？ [また、] 例えば遺伝子技術法のように [その規律について]、必要な知識が自らに欠如しているような対象について言明するのは立法者の傲慢ではないのだろうか？

I 知識の生成 (Wissensgenerierung) の例

以下、知識及び知識の生成というテーマについて述べたいと思う。伝統的な観念によれば、立法者は、法治国の中心点において、実体的・形成的な規範を定立するものであり、それが行政によって「執行」される。行政は、自らにとって所与である規範プログラムを用いてその執行を行うのである。このようなやり方で立法者の意思なるものが現実化され、立法者によって代表されるところの国民の意思へとフィードバックされることにより、支配権の行使が正当化されることになる。個人の自由領域は、法律によって、抽象的態様で予め完結的に記述され、それによって保障される。

1. 諸現象

このモデルはしかし、分散された知識基盤を前提としている。行政に対して、どのように行動すべきか予めの指示を行う (vorschreiben) ことができるためには、立法者は、指示された措置の前提と結果についての必要な知識を予め有していなければならないだろう。

—リスク法 (Risikorecht) の分野から例を挙げる。遺伝子技術による有機体の改変、医薬品法、植物保護法などである。ここでは、許認可 (Zulassung) の前に (そして事後にも)、既存の経験知では足りない諸問題が見いだされる。例えば、遺伝子技術によって改変された有機体を [自然界に] 解放すること、あるいは外界と接触可能にする (In-Verkehrbringen) ことが、エコシステムにもたらす帰結、特定の化学物質が生態系にもたらす結果、認可された薬品の効能と副作用といった問題である。このような題材に関し

て立法者は、法律上の要件—裁判官にとっても接近可能な参照基準や彼らになじみぶかい経験的言明、あるいは十分に確立され専門家によって再現可能な知識水準を指示するようなもの—に行政を拘束することはもはやできないのである³⁰。

—テレコミュニケーション法 (TKG) からまた別の例を挙げる。ここでの関心は、その技術的・経済的基盤が急速な変化に服し、そのためそれ自身が極度に動的であるような市場を規制すること (Regulierung) (テレコミュニケーション法2条) にある。[様々な] 技術的イノベーションの意義や、特定の製品の市場への影響に関する経験知は、[そこには] およそ存在しない。[他方] 経済規制を行う場合にあっては、市場現象に対して行政庁が介入することのあり得べき結果に関してもまた、同様の不確実性が存する。多数の市場参加者の干渉によって、行政庁は、因果関係に関する単純な想定から出発することができないからである。全体として、行政庁の行動の前提に関しても結果に関しても、高度の不確実性が存在する³¹。したがって、関係する法律が行政によって単純に執行されるということはありません。むしろ、行政は、規範適用のための知識を、市場参加者との協働によって初めて獲得しなければならないのである。[その上] しかし、このような学問的知識は、単純に確定され、そして適用され得るようなものではない。むしろ、それらが利用されるそのつどのコンテキストも含めて、あるいはコンテキストによって新たに、生産されなければならないのである³²。その限りにおいて、立法者が知識生成のプロセスを行政に委ねてしまっていることを、この立法技術は示している。

2. 立法者の対応

したがって、古典的な法律は、このような状況を取り扱うのには適して

³⁰ Udo Di Fabio, Risikoentscheidungen im Rechtsstaat, 1994, S. 277.

³¹ Hans-Heinrich Trute, Regulierung— am Beispiel des Telekommunikationsrechts, in: FS Wilfried Brohm, 2002, S. 169 (176).

³² Hans-Heinrich Trute, Staatliches Risikomanagement im Anlagenrecht, in: Eibe Riedel (Hrsg.), Risikomanagement im öffentlichen Recht, 1997, S. 55 (102 f., 56).

いない。抽象的であり、内容的に〔事前〕確定された決定プログラムを規範化することがもはや不可能な場合は、むしろ、より複雑な手続的な規制の方向性がもくろまれなければならない。そこで立法者は、リスクの制御を行政手続に委ね、準拠すべきリスクに関する知識は、そこで初めて産出されることになる³³。〔狭義の〕規制行政に（Regulierungsverwaltung）関する法においても、同様の展開が生じる。行政庁が必要とする知識、例えば特定の販売モデルあるいは新技術の市場への影響についての知識が、市場参加者とのコミュニケーション過程によって初めて産出されるのである。

知識産出手続は、知識ストックの不安定化と折り合いをつけていかなければならない、つまり動態的知識生成を可能にしていかなければならないのである。この目的のために、手続と決定が、以下のことを通じて柔軟化される。

—行政行為によってなされる監督許可（Kontrollerlaubnis）の拘束力と確定力の規律を相対化するところの「仮の決定」³⁴、あるいは「期限付与の可能性」³⁵

—知識の進展に応じて許認可の範囲を拡大していく「決定の段階化」³⁶

³³ Arno Scherzberg, Risikosteuerung durch Verwaltungsrecht: Ermöglichung oder Begrenzung von Innovationen?, VVDStRL, Bd. 63 (2004), S. 214 (246); ders., Wissen, Nichtwissen und Ungewissheit im Recht, in: Engel/Halfmann/Schulte, (Hrsg.), Wissen – Nichtwissen – Unsicheres Wissen, 2002, S. 113 (135 ff.); Hans-Heinrich Trute/Doris Kühlers/Ralf Denkhäus, Governance in der Verwaltungsrechtswissenschaft, DV, Bd. 37 (2004), S. 451 (463).

³⁴ Rainer Wahl/Georg Hermes/Karsten Sach, in: Rainer Wahl (Hrsg.), Prävention und Vorsorge, 1995, S. 217 (217 ff.). 例えば、遺伝子技術法6条1項は、リスク評価を定期的に改訂することを命ずる。その評価が最新の学問的・技術的知見の水準にもはや適合していないということが根拠をもって想定される場合には、遅滞なく改訂することが要求される（同法6条1項 lit. b）。同法6条2項に基づいて、事業者は、その施設を修正されたリスク評価に適合させることを義務づけられる。

³⁵ テレコミュニケーション法35条4項。

³⁶ この点について、例えば、欧州議会・EU理事会指令 2001/18 (ABL. EG 2001, Nr. L 106, 1 ff.)（遺伝子操作された生物の環境への意図的な放出）の前提考慮事項24項で述べられた「ステップ・バイ・ステップ」手続。テレコミュニケーション法における規制の方向性についても同様のことが妥当する。参照、テレコミュニケーション

—コントロールによって、また、報告義務・表示義務・通知義務によって、コントロールする対象についての実際の経験が学習プロセス—そこにおいて、安全性に関連する全ての変化を行政庁が知るところとなる—へと流入することを可能にするような、「きめ細かな監視の仕組み」。これによって、コントロール対象は、最新の学問的・技術的安全性水準に対応することになるのである（動態化）³⁷。

—決定の修正を可能にするような、「取消撤回（Aufhebung）に関する規律」³⁸

関係する知識の構造的変容に法が適応すること、つまり、協働的な知識産出と柔軟な決定の構成とを立法者が行政に対して授権することによって、法は、予期の安定性と平等取扱を保障するという任務をもはや果たすことができなくなる。そこで必要になるのが、法律とその適用との間における中間的な具体化水準である。それは、法律による安定化効果の喪失を補い、行政活動の合理化に資することになり、裁判的コントロールを可能にする。それは構想作成義務（Konzeptpflicht）に帰着する。この構想作成義務の手助けにより、行政は、将来の決定を透明かつ予測可能にするように仕向けられるのである³⁹。不確定法律概念の適用を、単に1回きりの事象

ョン法9条以下。

³⁷ 参照、遺伝子技術法6条3項における、施設で行われた作業に関する記録・提出義務。遺伝子技術法21条1項～5項における通知義務。特に、同3項に基づく、予期せざる事象を遅滞なく通知する義務。同4項は、放出の実施後、環境と人の健康に対する危険との関連における放出結果を通知すべき義務を定めている。人の健康ないし環境に対するリスクの新しい知見は、同法21条5項に基づいて遅滞なく通知されなければならない。栽培植物保護法（PflSchG）15条7項（裁量的）、同法15a条、薬事法（AMG）62条以下。

³⁸ 栽培植物保護法16a条（ただし、6項〔行政手続法（VwVfG）46条（補償規定）の準用〕参照）や薬事法30条は、許可（Zulassung）の撤回を認めている。

³⁹ リスク法について Trute, Risikomanagement (Fn. 32), S. 327. テレコミュニケーション法について Hans-Heinrich Trute, Methodik der Herstellung und Darstellung verwaltungsrechtlicher Entscheidungen, in: Schmidt-Aßmann/Hoffmann-Riem (Hrsg.), Methoden der Verwaltungsrechtswissenschaft, S. 293 (317 f.); Wolfgang Spoerr, in:

として把握するのではなく、基準を発展させ定式化するという課題が、行政庁に対して課されることになる。その基準は、様々な個別的决定を規定し、立法者が与えた余地の合理的充填としてそれらを立ち現われさせることを可能にするようなものである。このような構想は、いずれにせよ個別の許認可決定の構成要素として示されなければならないものであるが、それなしには、民主的コントロールも司法的コントロールも空虚なものとならざるを得ない⁴⁰。

3. 法律にとっての帰結

全体として、この領域においては、規範定立・規範適用・司法コントロールの関係における持続的変容が見いだされる。古典モデルは、立法者・行政そして規範の名宛人が共通の知識ストックを有する前提の上に構築され得、不確実性の問題はテーマ化されることがなかった。しかし、複雑なリスク関係の・経済的状況の規制の場合は、一般的定式による法律は、内容に関する制御手段としては、厄介な代物となる⁴¹。ここでは立法者は、行政に対し、知識を自ら新たに産出すべく指示しなければならない。かくして行政は、他の権力に対する情報的な優位を有することになる。他の権力が、参照可能な知識ストックを蓄積することによって、あるいは基準形成を立法レベルへと移動させることによって、情報的優位を入手しようとすることは、もはや不可能である⁴²。それをなすとすれば、代替的手法—何よりも手続的手段—によって行政活動を制御・コントロールする他はない。我々がここで観察しているものは、法律の意義喪失であるというよりもむしろ、規律技術の変容であり、規律されるべき対象への適応なので

Trute/Spoerr/Bosch, Telekommunikationsgesetz mit FTEG, 2001, § 27 Rn. 15 ff.

⁴⁰ かかる見地からする遺伝子技術法の枠内における許可実務の欠けている点について、例えば Andreas Fisahn, Die Genehmigung der Freisetzung gentechnisch veränderter Organismen, in: Gerd Winter (Hrsg.), Die Prüfung der Freisetzung gentechnisch veränderter Organismen, 1998, S. 25 (35).

⁴¹ Trute/Kühlers/Denkhaus, Governance (Fn. 33), S. 451 (464).

⁴² しかし、Rat der Sachverständigen für Umweltfragen, Erreichtes sichern, Neue Wege gehen, Umweltgutachten 1998, Rn. 915 ff. (937) はこのようなことを要求している。

ある。

II. 分析

リスク法と〔狭義の〕規制法が、古典的執行モデルがもはや機能しないような数多の諸現象の最も顕著な例であることは確かである。ここでは、給付提供における私人の組み入れ、従来国家的に提供されてきた活動の民間化、国家的規律が私的な基準定立を参照することなどの例のみを挙げておこう。これら全ての場合において、法律という規制手段は、限定的にしか有効でないように見える。合理的規制のための認知的諸前提が存在しないためであるにせよ、法律の制御命令が規範の名宛人に到達しないためであるにせよ。

しかし、上に対しては、次のことも指摘されなければならない。これらの事例における法律に対する批判的評価は、修正を要する2つの視角—法律の拘束の過大評価と社会的領域における解決可能性の過大評価—に基づくものである。

まず法律の拘束の意義について述べる。法律の拘束に関する現実主義的な構想(Konzeption)は、法律による外からの制御、行政の自己制御、私人による法産出活動の協働を最初から視野に含んだものでなければならない⁴³。上述の諸事例もこのことを示している。そうであれば、あらゆる事例において、諸事物領域を予測的に詳細に規制することは、もはや立法者の任務ではあり得ない。むしろその任務は、公益適合的な国家権力の行使を担保することに役立つような組織的な手配(Arrangement)を創出することにある。この場合、〔国家権力の行使の〕内容的な素描(Vorzeichnung)による民主的拘束は、上のような手配、特に手続的手配へと移行する。その意義が増大する手続的手配を法律で素描することこそが、より緊急の課題となるのである。

⁴³ Trute, Die konstitutive Rolle der Rechtsanwendung, in: Trute/Groß/Röhl/Möllers (Hrsg.), Allgemeines Verwaltungsrecht – zur Tragfähigkeit eines Konzepts, S. 211 (222).

逆に言えば、このような法律的素描は必然的でもある。私的領域への過度の委任も同様に非生産的であることは、繰り返し示されたところである。決定主体の十分な中立性と利害の平等な考慮を予定した規制なくしては、国家的権力手段が私的利害関係者により篡奪される危険があまりに大きい。

したがって、相変わらず、法律には以下のことが妥当する。

— 1) 議会制定法律は、国家活動の民主的正当化の保障にとって、不可欠の手段である。民主的正当化とは、何よりも、個別諸利害が国家権力機構を利用することを阻止することによって、そこで見いだされた解決が公益に適うものであることを保障することに他ならない。立法者による内容的な制御がもはや不可能である限りにおいて、この任務は、可能な限り公益適合的な構造に配慮する任務へと変化するのである。

— 2) 議会制定法律は、個人の法的地位の保障のための不可欠の手法であり続ける。国家的・集団利害的な規制利益に対する対抗地点の表現を議会制の過程が可能にすることによって。

— 3) 依然として法律は、行為連関の構造化に適した手段である。それは行政の決定形成の透明性や私的責任の割り当てに寄与する。公共的討議と一般的公表というその特別の特性によって、他の国家的・私的規律の手段が備えていないような透明性が達成される。

— 4) 行政にとっても私人にとっても、そもそも行為の手段が法律によって初めて与えられるということがしばしばある。このことは、行政にとっては自明であろうが、私人にとっても同様のことが妥当することがある。「知的財産への権利」や法律によって指示された強制的株式取得(スクイズ・アウト)の例などを考えれば足りるだろう。

— 5) 最後に、主観的権利を配分し、私人相互間の紛争解決や、国家に対する行政訴訟的権利保護を利用することの基盤となるのも、やはり法律である。

D. [法律の] 質の確保のメカニズム

ドイツの法学が、他の諸国における法学よりも立法者に対する高い信頼を示していることは既に見た。本章では、そのありうべき説明として、あるいは立法作業のより高い質をもたらしているかもしれないところのコントロールのメカニズムについて試みる。言ってみれば法律に対する不信の制度化こそが、その説明たり得るかもしれないのである。

I. コントロールの必要

まず前提となるのは、そもそもコントロールの必要が存在することである。コントロールが必要なものとして法律をみなすことは、歴史的に常に存在した考え方ではない。ルソーの一般意志におけるような理性と法律との一致という観念が、今日でも法律概念と共にしばしば登場する⁴⁴。イギリスでは、これに対応する観念が、議会主権というイデーによって、はるかに強い影響力を有している。この観念は従来、法律に対するコントロールを排除してきたのである⁴⁵。

II. 手続メカニズム

ドイツの立法において、立法過程における複数の手続メカニズムが、特に強調に値する。

— 他諸国における立法機関との比較において特徴的な質の確保の要素は、省庁内の準備作業及び専門省庁、すなわち司法省による立法企図への随伴(Begleitung)である。司法省は、本来的立法省庁として、使用される概念の一貫性と法律規定の整合性に配慮し、かくして実際のところ、解

⁴⁴ その点について Thomas Vesting, *Rechtswissenschaftliche Beobachtung des Rechtssystems*, in: Trute/Groß/Röhl/Möllers (Hrsg.), *Allgemeines Verwaltungsrecht – zur Tragfähigkeit eines Konzepts*, S. 233 ff.

⁴⁵ Gernot Sydow, *Parlamentssuprematie und Rule of Law*, 2005; 人権法 (Human Rights Act) による変化について詳しくは、Almut Mareen Fröhlich, *Von der Parlamentssouveränität zur Verfassungssouveränität*, 2009.

積者が法律を体系的に解釈することを初めて可能にしているのである。

一連邦議会自身が、「作業する議会 (Arbeitsparlament)」として組織されている。本来の専門的作業は、事柄に対して専門性を有する委員会によって行われ、それによって、法律の質についての重要な寄与をなすことが可能になっている。このような作業水準をおよそ知らない、少なくともそのような特徴が明らかに薄い、「演説する議会 (Redeparlament)」とは明確な相違がある。

一ドイツ連邦議会は、立法議会である。議会の他の機能、特に行政統制機能は、その任務のわずかな程度でしかない。というのも、基本法の権限分配の結果として、ドイツにおける行政は、主にラント議会の守備範囲にあるからである。このことは、連邦議会が一層立法に専門化することに寄与している。

一議会の第二院である連邦参議院は、ラント執行府の代表者により構成されている。かくして、少なくとも政治的に激しく議論を呼ばないようなアジェンダについては、法律を執行している行政の専門知識を、法律の吟味作業にあたって投入することが可能になる。

Ⅲ. 法的コントロール

第2の点を付け加える。国民議会による法律こそが、まさに、他のいかなる規律形式にも見られないほど、法的コントロールに服しているのである。まず、国民国家における憲法裁判権によるコントロールについてこのことは言える。憲法裁判権は、それにより覆滅された法律の実際の数よりもむしろ、その存在自体によって、憲法的規準、なかんずく基本権を尊重することを立法者に強いるのである。

欧州連合においては、欧州委員会による共同体監督、場合によって欧州裁判所における条約侵害手続が付け加わる。例えば補助金などの一定の規制について、また、商品の自由通商などの経済的自由の侵害についても、立法者は、欧州連合の機関に対してそれを正当化しなければならない。政

治的恣意性に基づく行為は、この領域では、もはや不可能である。このような多様なコントロールメカニズムは、確かに、法律の質の向上に寄与している。

E. 総括

法律と議会制的立法者は、細分化され、グローバル化された国家の諸条件の下においても、非代替的な存在である。法学の任務は、その特別の働きについて熟考し、21世紀においても不可欠な任務に適合するように、立法者の活動手段を規定することにある。法律の機能可能性と制御の限界に対して意識的であること、議会が国際的発展に適切に対応できるようにする必然性も、そのことに含まれる。

【訳者あとがき】

本論文は、2009年9月25日に行われた北大法学研究科 GCOE プログラムの国際ワークショップ「相対化・グローバル化時代における国家の法律と立法者の位置づけ」におけるコンスタンツ大学ハンス・クリスティアン・レール教授の講演原稿『細分化・グローバル化する国家における法律と立法者 (Das Gesetz und der Gesetzgeber im ausdifferenzierten und globalisierten Staat)』の翻訳である。論文の前半 (AとB) を人見が、後半 (CからE) を角松生史教授が訳し、人見が全体の調整を図った。〔 〕内は、訳者による補充である。

なお、講演後の討論の通訳は、角松生史教授と島村健教授 (神戸大学) が務めた。レール教授のハイデルベルク大学私講師までの経歴と業績については、ハンス・クリスティアン・レール (太田匡彦訳) 「行政連携の中のヨーロッパ行政 (上・下)」自治研究82巻1号3頁以下、2号49頁以下における「訳者はしがき」が詳しい。その後、レール教授は2004年にコンスタンツ大学の公法正教授に就任し、2006年には同大学の法・経済・行政学類の学類長を務めている。最近の著作としては、Allgemeines Verwaltungsrecht—zur Tragfähigkeit eines Konzepts, Tübingen, 2008 (hrsg. zus. mit H.-H.Trute, T.Groß, C.Möllers), Ausgewählte Verwaltungsverfahren, in : W.Hoffmann-Riem/E.Schmidt-Abmann/A.Voßkuhle(Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts, Bd.2(2008) § 30. などがある。

(人見 剛)